

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 賦課基準 (省略)</p> <p>第 2 重加算税を課す場合の留意事項 (<u>通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項</u>) <u>通則法第68条第4項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、無申告加算税等(通則法第68条第4項第1号の無申告加算税等をいう。)</u>を課されたことがある場合に該当せず、<u>通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた、又は切り捨てられる場合には、特定無申告加算税等(通則法第68条第4項第2号の特定無申告加算税等をいう。以下同じ。)</u>を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当しない。</p> <p>(2) <u>相続税は課税期間のない国税に該当するため、その相続税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年のいずれにも別の相続税の納税義務が成立している場合に限り、通則法第68条第4項第2号の規定の適用を判定する。</u></p> <p>第 3 重加算税の計算 (省略)</p>	<p>第 1 賦課基準 (同左)</p> <p>第 2 重加算税を課す場合の留意事項 (<u>通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項</u>)</p> <p><u>通則法第68条第4項の規定の適用に当たっては、通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第68条第4項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」に該当しないことに留意する。</u></p> <p>第 3 重加算税の計算 (同左)</p>